

栗東剣道スポーツ少年団【栗東守道館】規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 【 名 称 】 本団は、栗東剣道スポーツ少年団【栗東守道館】(以下、団)と称す。
- 第 2 条 【 事 務 局 】 本団の事務局は、栗東守道館代表者が必要に応じ、毎年1月に任命する。
- 第 3 条 【 目 的 】 本団は日本スポーツ少年団の目的に従い、地域の学校教育活動外に於いて、剣道を通じ、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 【 活 動 】 本団は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
- 第2項 健全なスポーツとしての剣道の推奨、普及活動
 - 第3項 体力テスト
 - 第4項 レクリエーション活動
 - 第5項 大会・錬成会への参加、交流活動
 - 第6項 社会貢献活動
 - 第7項 その他、必要と認められた活動

第 2 章 構成・登録

- 第 5 条 【 構 成 】 本団は、指導者、団員、育成会員を以て構成する。
- 第2項 本団構成の指導者および団員は、第6条に基づき加入登録を行ったものとする。
 - 第3項 本団に育成会を置く。育成会員については、育成会規約第2条に定める。
- 第 6 条 【 登 録 】 本団への新規加入登録は、所定の加入登録様式によりこれを行う。
- 第2項 団員の新規加入登録に当たっては、別に定める登録料を納入するものとする。
 - 第3項 団員の登録は、毎年度末に意思確認のうえ更新する。
 - 第4項 登録からの削除は、退団を申し出た月の末日とする。
 - 第5項 正当な理由により長期欠席がやむを得ない場合は、申し出により休会を認める。
- 第 7 条 【 団 の 登 録 】 本団は、加入登録を行った指導者・団員をまとめ、「公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団」ならびに「一般財団法人全日本剣道連盟」「一般財団法人全日本剣道道場連盟」に必要な所定登録料を添え、団の登録を行うものとする。

第 3 章 活動保険

- 第 8 条 【 活 動 保 険 】 第 7 条 に 基 づ き 本 団 に 登 録 明 記 さ れ た 指 導 者 お よ び 団 員 は、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入するものとする。
- 育成会員は加入が望ましいが、任意とする。

第 4 章 会 計

- 第 9 条 【 一 般 会 計 】 本団の会計は、団員の納める登録料・会費、その他収入により支弁する。
- 第 10 条 【 会 計 の 管 理 】 本団の会計は、育成会で管理するものとする。
- 第 11 条 【 登 録 料 】 本団への登録料は、申込と同時に納入し、これを育成会が処理する。
- 第 12 条 【 活 動 保 険 料 】 活動保険料は、登録時、申込と同時に納入し、以後毎年登録更新時に納入する。
- 徴収方法、処理については育成会が行う。
- 第 13 条 【 会 費 等 】 会費等の徴収金額および方法については、育成会が処理する。

第 5 章 慶弔等

第 14 条 【 弔 費 】 本団は、指導者、団員、団員の父母にかかる弔費を会計より支出する。

第 15 条 【 傷 病 見 舞 】 本団は、指導者および団員が本団指定の内外活動参加に起因する 10 日以上にわたる傷病により、入院や療養を要する時、見舞金を会計より支出する。

第2項 上記以外に必要な場合は、その都度協議する。

第 6 章 附 則

第 16 条 【 改 廃 】 本規約の改廃は、育成会総会における3分の2以上の同意を以て成立する。

第 17 条 【 施 行 】 本規約は平成27年4月4日より施行する。

令和2年2月1日「第 1 章第 2 条」「第 2 章第 6 条第 3 項・第 4 項、第 7 条」
「第 3 章第 8 条」「第 4 章第 12 条」改正